

## お知らせ

起業者日本赤十字社が皆様の御協力により進めております鳥取県赤十字血液センター移転新築事業について、令和7年5月23日付鳥取県告示第346号をもって土地収用法による事業認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせいたします。

## 記

### 1. 事業認定の告示があった土地

鳥取県鳥取市湖山町西二丁目134、135、136、137、138、139

(注) この土地を表示する図面は、鳥取市役所都市整備部都市企画課でご覧ください。

### 2. 土地価格の固定について

前記1の土地については、事業認定の告示があった日をもって土地価格が固定されることになります。

### 3. 関係人の範囲の制限について

事業認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

### 4. 損失補償の制限について

事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築又は増改築等をするときには、あらかじめ鳥取県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

### 5. 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分がもっている土地について裁決の申請を行うよう起業者に対し請求することができます。

### 6. 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求する

ことができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせて行う必要が  
あります。

#### 7. 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなど  
は、直接、鳥取県収用委員会宛てにすることができます。

#### 8. パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載されていますので必要な方は鳥取県赤十字血液センター総務課又は鳥取市役所都市整備部都市企画課において下されば配布いたします。

#### 9. その他不明な点については、鳥取県赤十字血液センター総務課（鳥取県鳥取市江 津 370 番地 1 電話 0857-24-8101）に照会ください。

日本赤十字社